

## 女性活躍推進法に基づく行動計画

公益財団法人北海道環境財団

全職員が働きやすく、その能力を十分に発揮できる環境作りを行うとともに、女性が活躍できる雇用環境の整備を行い、いきいきと働くことができる組織を目指し、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日（5年）

2. 内 容

【目標 1】有給休暇を職員1人当たり年間6日以上取得する。

(取り組み) 2025年4月～ 職員への周知、管理者への呼びかけ  
2025年12月～ 定期的な取得促進への啓発  
2026年4月～ 取得実績の確認、実績を踏まえた取得促進

【目標 2】女性が働きやすい環境整備を行う。

(取り組み) 2025年4月～ 全職員に対して職場環境についてのヒアリングを行う  
(年に1回以上)  
2026年4月～ ヒアリング結果を踏まえた環境整備に取り組む